

佐賀市勤労者生活資金がさらに使いやすくなりました

佐賀市内の勤労者のため、佐賀市と労働金庫が連携して低利の融資制度を設けています。

今年度から、車の購入にも利用できるようになっています。ぜひご利用ください。



■金利	年2・1%(固定・保証料別)
■融資額	最高150万円

■返済期間 5年以内

■使い道 医療費、教育資金、冠婚葬祭、耐久消費財の購入、住宅の増改築や修繕、育児・介護休業に要する費用

にも利用できるようになっています。ぜひご利用ください。

利用条件

- ・佐賀市内にお住まいの人
- ・年間所得が150万円以上
- ・勤続1年以上60歳未満の人
- ・保証機関保証を得られる人

産後ジョイフルアップ教室 参加者大募集!!

運動をしたい育児中の女性にピッタリの教室です。健康運動指導士が、自宅でもできる効果的な運動方法や健康づくりに役立つ情報を教えます。

- 対象 / 産後に体重が増えてしまった人で、現在乳幼児を育児中の女性(今回、託児は予定していません)
- 日時 / 9月20日、9月27日、10月4日、10月11日、10月18日、全5回 毎週火曜日 10時～11時30分
- 場所 / 佐賀市健康運動センター
- 定員 / 20人 ※定員を超える場合は抽選
- 申込期限 / 9月2日(金)



◎問い合わせ

九州労働金庫 佐賀支店

☎32-1231

ローンセンターさが

☎36-5311

※平日夜間や土日は「ローンセンターさが」をご利用ください。
(平日:10時～19時、土日:10時～17時、祝日は休み)

本庁 商業振興課 金融・労政係

☎40-7102

うまい投資話に注意ください!

相談事例①

最近いろいろな会社の名前で電話があり、ある企業の株を持っているのであれば額面の1・5倍で購入すると言っている。業者の電話番号を聞いたが答えない。先ほどメール便で業者が話す企業名の封筒が送られてきた。何か悪質商法のようなものだろうか(70代)

注意するポイント

数年前に、高配当の投資話をもちかけられ契約したが、その会社は出資法違反で摘発され、支払ったお金は返つてこなかつた。

昨日、知らない男性から電話があり、「被害者リストを見て電話している人が節税対策で被害金額の6割を補償してくれる。そのためには、被害金額の1割相当の債権を購入する必要がある。」と言われた。信用できるだろうか。(60代)

- ・あなただけがもうかる』うまい話はあります。きっぱり断りましょう。
- ・過去に未公開株取引や先物取引などの投資話で被害にあった人に「被害回復」をうたつてだます手口があります。過去に被害にあった人は特にご注意ください。
- ・おかしいと思つたら、すぐ消費生活センターに相談します。

このたびの東日本大震災で、犠牲になられたかたがたのご冥福を心よりお祈り申し上げます。地震という自然の猛威によって、人権の根本である「いのち」と「くらし」が一瞬のうちに奪われました。このことは、かつて私たちが経験したことのない大きな衝撃と教訓を与えた。一刻も早い、またすべての人に行き届いた手当てを祈念いたします。

悲惨な状況を見るたびに、この状況のなかで私にできることはないと考えました。そうしたなか私は気づいたことがあります。できないと思うことは諦めていることです。離れていても力がなくとも、人は微力ではあります。ですが無力ではありません。私にできることがきっとあると思いました。

皆さんは、南米のアンデス地方に伝わる話をNGOナマケモノ俱楽部の辻信一さんが訳された「ハチドリのひとしづく」のお話をご存知でしょうか。

相談事例以外にも、「水資源」、「太陽光発電」「レアメタル」など、そのときの話題の分野の開発をしていると



◎問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイスクエアビル4階 駅前中央1-8-32)

☎40-7087 (平日9時～16時)
FAX 40-2050

※面談相談は、事前に予約ください。

佐賀市のホームページにも掲載しています。

(社会同和教育指導員・森美穂子)



◎問い合わせ

人権・同和政策課 人権啓発係
(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX 34-4549

労働Q&A

求人票に記載の賃金と実際の賃金はどうなるのか

Q

職業安定所を通じて現在勤めている会社に入社しました

約の内容となります。

が、採用時に示された賃金は、

労働契約の内容を定めた書面を求人票に表示されていた額よりも低いものでした。この額について、特に変更の了解をしたことはありません。この場合、求人票に表示された賃金を求めることができるでしょうか。

が、採用時に示されたとき、労働契約の内容を定めた書面を求人票に表示された労働条件よりも低いものでした。この額について、特に変更の了解をしたことはありません。この場合、求人票による労働条件と比較し、労働条件が不利な場合、求人票による労働条件を守るよう求めましょう。

段の事情がない限り、労働契約の内容となります。

職業安定所を通じて現在勤めている会社に入社しました

が、採用時に示されたとき、労働契約の内容を定めた書面を求人票に表示された労働条件よりも低いものでした。この額について、特に変更の了解をしたことはありません。この場合、求人票による労働条件と比較し、労働条件が不利な場合、求人票による労働条件を守るよう求めましょう。

A

①会社が職業安定所に求人の申し込みをするのは、法律上、

申込のさいであり、これに対して、求職者(労働者)が職業安定所を通じて応募するのが契約の申し込みであると一般的に解されています。

②会社が求人票に記載し、求職者に提示した労働条件は、その後の過程で、会社と労働者の合意でこれを変更したと認められるような特

みであると、一般的に解されています。

申込をするのは、法律上、

申込のさいであり、これに対して、求職者(労働者)が職業安定所を通じて応募するのが契約の申し込みであると一般的に解されています。

申込をするのは、法律上、

申込のさいであり、これに対して、求職者(労働者)が職業安定所を通じて応募するのが契約の申し込みであると一般的に解されています。

申込をするのは、法律上、

申込のさいであり、これに対して、求職者(労働者)が職業安定所を通じて応募するのが契約の申し込みであると一般的に解されています。

申込をするのは、法律上、

申込のさいであり、これに対して、求職者(労働者)が職業安定所を通じて応募のが契約の申し込みであると一般的に解されています。

申込をするのは、法律上、